

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
特定事業主等を定める規則のあらまし

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に伴い、特定事業主行動計画を策定する大阪広域水道企業団の機関、その長又はその職員等について定めます。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行します。